



本部
申6号

乗務労働の特殊性を堅持し、安全確保と技術・技能継承を維持できる「乗務員勤務制度の見直し」並びに「賃金制度の改正」の実現を求める申し入れ 団体交渉を行う！

乗務労働の特殊性に関して

- ・乗務員勤務の決定的な考え方を変えるものではない。
- ・乗務員は、移動する列車に拘束される労働であることは変わらない。
- ・短時間行路についても、乗務員勤務制度の考え方は準用する。乗務割交番作成規程を適用しないが、翌日の勤務に支障の無いように上長が配慮する。

企画部門からの乗務に関して

- ・短時間勤務は、前泊・後泊する事を前提に考えていない。
- ・兼務発令される職場は、従前の区所を指定される事が殆どなる。
- ・乗務してから支社の業務を行うパターンが基本となる。
- ・企画部門に異動した人のフォローは、現場長をはじめ区所として行う。

当務主務の乗務に関して

- ・当直助役2徹の職場は、当務主務1徹を追加する。助役3徹以上の職場は、主務1徹を追加し、実態を精査の上で助役を減する場合もある。
- ・輸送混乱時であっても、次の乗務に備える事を優先する。
- ・当務主務の制度は、人材育成が目的であり、効率化するものではない。

指導担当の乗務に関して

- ・指導業務に影響は与えない。添乗の機会を減らそうというものではない。
- ・画一的に全ての職場において実施するものではなく、職場のニーズと現実に踏まえて、行路を設定する。

各地方における短時間行路の運用に関して

- ・育介適用者の離職拡大は本末転倒である。ニーズは前広に把握していく。
- ・制度に地方の特別ルールは設けませんが、職場現実に踏まえた提起は受け止める。

施策実施後の検証に関して

- ・会社として制度の検証はしていく。検証について申し入れがあれば議論していく。

行先地手当に関して

- ・行先地の時間で次の乗務に備えている性質は変わらない。
- ・環境整備についての具体的な改善箇所は地方での議論となる。本社財源となる場合も優先順位を付けて予算を付ける。
- ・「乗務労働の特殊性を鑑みた時に行先地の時間に対する手当は必要」という点に関しては認識一致せず。継続した課題として議論していくことを確認。

全分会で「自職場はどう変化していくのか」をシミュレーションしつつ、安全・健康・ゆとり・働きがいのある職場を創るための具体策を練り上げよう！